

別記様式第1（第1条関係）

提出は1部です。

申請する協定の申請書を使用してください。
申請書の掲載場所は10p目を参照してください。

産地	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の我が国以外の締約国
根拠法規	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第1条
主務官庁	農 林 水 産 省

関 税 割 当 申 請 書

※受付番号

※受付年月日

何も記入しないでください。

申請者氏名（名称） 株式会社農林水産省

申請者住所 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-6744-2

協定・品目で書き方が異なります。
9p目を参照し、該当するものを記入してください。

代表者名 代表取締役 農林 太郎

押印不要
です。

資 格

申請年月日 令和4年1月5日

申請期間内の日付であれば、いつでも構いません。

申請の明細

関税率 表番号	品 名	数量及び単位	実 績		主な使用の計画	備 考
			使 用	輸 入		
0405.10 0405.20 0405.90	バター	100,000kg (製品重量： 8,103.727kg)	12,000kg	10,000kg	他社への販売 店舗・サイト販売 菓子の製造 8,000kg	

協定・品目で書き方が異なります。9p目を参照し、該当するものを記入してください。

3p目の各数量と同じ数量を入力してください。

申請年度に既に割当てを受けており、2回目以降に追加で申請する場合、備考欄に以下のように入力してください。
「令和●年度●回目の割当てで●●kg 発給されています」

証明書を複数枚に分けない場合、作成は不要です。

提出は1部です。

別記様式第3（第3条関係）

申請する協定の分割申請書を使用してください。
申請書の掲載場所は10p目を参照してください。

原 産 地	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の我が国以外の締約国
根拠法規	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第3条
主務官庁	農 林 水 産 省

関 税 割 当 証 明 書 分 割 申 請 書

申請書(1p目)と同じ内容を記入してください。

※受付番号

※受付年月日

何も記入しないでください。

申請者氏名（名称）株式会社農林水産省

申請者住所 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話番号 03-6744-2127

代表者名 代表取締役 農林 太郎 押印不要です。 資 格

申請年月日 令和4年1月5日

協定・品目で書き方が異なります。
9p目を参照し、該当するものを記入してください。

申請の明細

証 明 書 番 号	割当数量の分割の内容				分 割 の 理 由
	I	II	III	IV	
分割申請前の証明書番号を記入してください。	50,000kg (製品重量：4,051.863kg)	50,000kg (製品重量：4,051.863kg)			分割理由：通関場所が異なるため。

分割数量の合計が、申請数量（1p目）と一致するようにしてください。
製品重量は小数点第4位以下切り捨てとなります。

証明書を複数枚に分ける理由を記入してください。

輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表

・水色のセル全てに、上から順に必要な事項を入力してください。

・両面印刷で提出できます。印刷の際は、改ページ位置を調整し、表が途中で途切れないようにしてください。

・入力する内容が分からないときは、項目や数値を選択してください。説明が表示されます。

申請者名:	株式会社農林水産省	申請書(1p目)と同じ内容を記入してください。
代表者名:	代表取締役 農林 太郎	
住所:	東京都千代田区霞が関1-2-1	

1. 申請内容

関税割当てを申請する協定:	CPTPP
原産地・原産国:	CPTPP締約国
関税割当て:	バターその他の油脂及びデリースプレッド

2. 関税割当てを利用して輸入するバターその他の油脂及びデリースプレッドの物品一覧

・左側の項目から順番に入力してください。

・30行目以降、非表示となっている行があります。行が足りない場合は、非表示にされた行を再表示し、必要項目を入力した後、無記入の行を非表示にしてください。

関税番号9桁	形状	詳細(形状・性状が「その他」の場合に入力)	輸入予定数量 (全乳換算数量、kg)
040510129	1~300g(バター)		100,000.000

申請書(1p目)の同じ色の項目に記入されたそれぞれの数量と同じ数量となるように入力して下さい。

合計数量:
(製品重量)

100,000.000
8,103.727

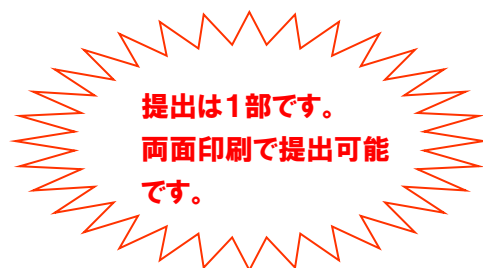
3. バターその他の

年度が終わっていない場合は、見込みの数量を記入してください。

	2021年度(見込み)実績		2022年度計画	
	枠内外を問わずTPP締約国から輸入したバターその他の油脂及びデリースプレッド	うちCPTPPで輸入したバターその他の油脂及びデリースプレッド	TPP締約国から輸入したバターその他の油脂及びデリースプレッド	うち今回の申請でCPTPPの関割を利用して輸入するバターその他の油脂及びデリースプレッド
期首在庫(kg)	10,000.000		0.000	0.000
他 使	10,000.000		0.000	8,103.727
	0.000		0.000	0.000
	12,000.000	0.000	12,000.000	8,000.000
	8,000.000	0.000	6,000.000	103.727

これらの入力項目(水色のセル)は全て、必ず記入してください。数量がない場合は、「0(ゼロ)」を記入してください。

自動計算のセルが、マイナスにならないよう注意してください。



関税割当てに関する誓約書

申請書 (1p 目) と同じ
内容を記入して下さい。

申請者名：株式会社農林水産省
申請者住所：東京都千代田区霞が関 1-2-1
代表者名：代表取締役 農林 太郎

押印不要
です。

令和4年度に以下の関税割当てを申請するに当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

協定	割当品目
日 EU	無糖れん乳、バターその他の油脂及びデイリースプレッド、脱脂粉乳、粉乳及びバターミルクパウダー、加糖れん乳、ホエイ（無機質を濃縮したホエイ、ホエイパーミエイト、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等）、チーズ
CPTPP	シュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ、バターその他の油脂及びデイリースプレッド、脱脂粉乳、粉乳及びバターミルクパウダー、無糖れん乳、加糖れん乳、オーストラリア産プロセスチーズ、ニュージーランド産プロセスチーズ、ホエイ（オーストラリア産の無機質を濃縮したもの）、ニュージーランド産ホエイ（無機質を濃縮したホエイ、ホエイパーミエイト、乳幼児用調製粉乳用ホエイ等）
日米貿易協定	プロセスチーズ、ホエイ（無機質を濃縮したホエイ、ホエイパーミエイト、乳幼児用調製粉乳用ホエイ等）

記

- 割当対象物品を他社等に販売する目的で申請する場合には
 - 「割当対象物品の輸入を確認できる書類」、「販売予定先の購入意思を証明する書類」を関税割当申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。
 - 「販売予定先に割当対象物品が販売されたことを証明する書類」を、割当対象物品の契約完了後、速やかに提出する。
- 割当対象物品を他社等に販売せず、自ら店頭又は自社サイトで販売する又は割当対象物品を原料とする食品等を製造する目的で申請する場合には
 - 「割当対象物品の輸入を確認できる書類」を関税割当申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。
 - 未加工の割当対象物品を他社等に販売又は譲渡しない。

3 CPTPP に基づくシュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ又はニュージーランド産乳幼児用調製粉乳用ホエイ等、日 EU 協定に基づく乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等、日米協定に基づく乳幼児用調製粉乳用ホエイ等を申請する場合には、割当対象物品は割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない。

4 次の①及び②のいずれにも該当しないことを表明し、誓約する。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団の準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)若しくは暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

② 法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

以上

(別記様式1-3)

輸入商品説明書

バターその他油脂及びデイリー

(下欄は、CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節のCPT
掲げるTWQ-JP9に基づく全乳換算数量を算

提出は1部です。
関税番号及び形状・性状
ごとに作成してください。

関税分類番号	換算係数	関税分類番号	換算係数
040510.129	12.34	040590.190	12.34
040510.229	15.05	040590.229	15.05
040520.090	12.34		

申請者氏名： 申請者住所： 電話番号：	株式会社農林水産省 東京都千代田区霞が関1-2-1 03-6744-2127	申請書（1p目）と同じ内容を 記入してください。
（※ 関税割当申請書と同一の記載とすること。また、当該輸入商品説明書には、代表者印及び社印は不要。）		
関税分類番号（9桁）	品名	原産地
040510129	バターその他の油脂及びデイリースプレッド	CPTPP締約国
内装品の形状・性状		別記様式1-1（3p目）に記入 した内容と同じ内容を記入して ください。
1～300g		
製品重量（kg） （A）÷（B） （小数点第4位以下切り捨て）	換算係数 （B）	割当数量（全乳換算数量、kg） （A）
8,103.727 kg	12.34	100,000 kg
＜農林水産省畜産局牛乳乳製品課記入欄＞ 当該輸入商品説明書を関税割当証明書とともに税関 に提出する者は、上記の輸入商品を関税割当対象物 品として申請したことを、右欄の承認印にて承認し ます。 （関税割当証明書番号） 0405.10-TWQ-JP9-		承認印
注1：割当てを受けた者は、当該商品説明書と異なる物品を輸入しようとする場合は、新たな輸入商品説 明書を農林水産省畜産局牛乳乳製品課に提出し、承認を受ける。 注2：割当てを受けた者は、当該商品説明書を関税割当証明書の有効期限が満了した時は速やかに農林水 産省畜産局牛乳乳製品課に原本を返納する。		

(別記様式2)

販売予定店舗・ECサイト一覧表

- ・水色のセル全てに、上から順に必要な事項を入力してください。
- ・書面による提出の場合、両面印刷で提出できます。印刷の際は、改ページ位置を調整し、表が途中で途切れないようにしてください。
- ・入力する内容が分からないときは、項目や数値を選択してください。説明が表示されます。
- ・店舗数及びサイト数が多いため、本様式に記載するのが困難な場合は、店舗一覧やサイト一覧が記載された別の書類の写し(ウェブサイト、会社案内など)で代用することができます。

申請者名:	株式会社農林水産省	申請書(1p目)と同じ内容を記入してください。
代表者名:	代表取締役 農林 太郎	
住所:	東京都千代田区霞が関1-2-1	

1. 申請内容

関税割当てを申請する協定:	CPTPP
原産地・原産国:	CPTPP締約国
関税割当て:	バターその他の油脂及びデAIRリースプレッド

提出は1部です。
両面印刷で提出可能です。
店舗・サイト販売しない場合は不要です。

2. 販売店舗

・30行目以降、非表示となっている行があります。項目が足りない場合は、非表示にされた行を再表示し、必要事項を入力した後、無記入の行を非表示にしてください。

店舗名	住所
千代田店	東京都千代田区●●
新宿店	東京都新宿区●●
中央店	東京都中央区●●
港店	東京都港区●●
渋谷店	東京都渋谷区●●

店舗数合計	店舗数は自動計算されます。
5	

2. ECサイト

・80行目以降、非表示となっている行があります。項目が足りない場合は、非表示にされた行を再表示し、必要事項を入力した後、無記入の行を非表示にしてください。

ECサイト名	販売するホームページアドレス
農林水産省オンラインショップ	https://maff/...

食品等の製造予定製品等一覧表

- ・水色のセル全てに、上から順に必要な事項を入力してください。
- ・製造施設ごとに作成してください。
- ・書面による提出の場合、両面印刷で提出できます。印刷の際は、改ページ位置を調整し、表が途中で途切れないようにしてください。
- ・入力する内容が分からないときは、項目や数値を選択してください。説明が表示されます。

申請者名:	株式会社農林水産省	申請書(1p目)と同じ内容を記入してください。
代表者名:	代表取締役 農林 太郎	
住所:	東京都千代田区霞が関1-2-1	

1. 申請内容及び製造施設について

関税割当てを申請する協定:	CPTPP
原産地・原産国:	CPTPP締約国
関税割当て:	バターその他の油脂及びデイリースプレッド
製造施設名(委託製造の場合、委託先の会社名も記入)	霞が関工場
製造施設の所在地	東京都千代田区霞が関1-2-1

提出は1部です。
両面印刷で提出可能です。
食品等を製造しない場合は不要です。

2. 製造する食品等の一覧

・32行目以降、非表示となっている行があります。項目が足りない場合は、非表示にされた行を再表示し、必要事項を入力した後、無記入の行を非表示にしてください。

1	食品等の種類(選択、その他の場合は詳細を右列に記入)	菓子	同じ食品分類で複数の商品を製造する場合は、商品名を列記してください。
	使用する品目(選択)	バターその他の油脂及びデイリースプレッド	
	製造予定の商品名(具体的に記入)	霞が関パウンドケーキ、霞が関ミルクケーキ	

CPTPP、EPAの関税割当申請における「資格」「品名」「関税率表番号」の記入内容一覧表

※資格が空欄の関税割当については、資格欄に何も記入しない。

協定名	割当名	申請書に記入する内容				
		資格※	関税率表番号	品名		
日EU	無糖れん乳		0402.91	無糖れん乳		
	ホエイ	第5-1	0404.10	無機質を濃縮したホエイ		
		第5-1	0404.10	ホエイパーミエイト		
		第5-2	0404.10 0404.90	乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等		
	バター、脱脂粉乳、全粉乳、 バターミルクパウダーおよび 加糖れん乳		0405.10 0405.20 0405.90	バター		
			0402.10 0402.21 0402.29	脱脂粉乳		
			0402.21 0402.29 0403.90	粉乳及びバターミルクパウダー		
			0402.99	加糖れん乳		
		チーズ		0406.10 0406.20 0406.30 0406.40 0406.90	チーズ	
	CPTPP	シュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ		0406.10	シュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ	
バター			0405.10 0405.20 0405.90	バター		
脱脂粉乳			0402.10 0402.21 0402.29	脱脂粉乳		
粉乳及びバターミルクパウダー			0402.21 0402.29 0403.90	粉乳及びバターミルクパウダー		
無糖れん乳			0402.91	無糖れん乳		
加糖れん乳			0402.99	加糖れん乳		
オーストラリアのプロセスチーズ			0406.30	豪州産プロセスチーズ		
ニュージーランドのプロセスチーズ			0406.30	NZ産プロセスチーズ		
ホエイ(オーストラリアの無機質を濃縮したもの)			0404.10	豪州産無機質を濃縮したホエイ		
ニュージーランドのホエイ		第5-1	0404.10	NZ産無機質を濃縮したホエイ		
	第5-1	0404.10	NZ産ホエイパーミエイト			
	第5-2	0404.10 0404.90	NZ産乳幼児用調製粉乳用ホエイ等			
日米貿易協定	プロセスチーズ		0406.30	プロセスチーズ		
	ホエイ	第5-1	0404.10	無機質を濃縮したホエイ		
		第5-1	0404.10	ホエイパーミエイト		
		第5-2	0404.10 0404.90	乳幼児用調製粉乳用ホエイ等		
日豪EPA	フローズンヨーグルト等		0403.10 0406.20 0406.30 2105.00	フローズンヨーグルト おろしチーズ及び粉チーズ プロセスチーズ アイスクリーム		
		ナチュラルチーズ(プロセス チーズ原料用)	第5-1	0406.10 0406.40 0406.90	チーズおよびカード	
			ナチュラルチーズ(シュレッド チーズ原料用)	第5-2	0406.90	その他のチーズ
				日フィリピンEPA	アイスクリーム	
	日スイスEPA	ナチュラルチーズ			0406.90	ナチュラルチーズ
チーズフォンデュ				2106.90	チーズフォンデュ	

※資格が空欄の関税割当については、資格欄に何も記入しない。

【申請書様式の掲載ページ】

日 EU 協定 : <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/03.html>

CPTPP : <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tpp/03.html>

日米貿易協定 : <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tariff6/us03.html>

【別記様式の掲載ページ】

日 EU 協定 :

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2022/eu2022kohyo.html>

CPTPP :

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tpp/tpp2022/tpp2022kohyo.html>

日米貿易協定 :

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tariff6/us2022/us2022kohyo.html>